

令和2年度第3回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和2年9月30日(水) 午後1時30分～3時5分
場所	もくせい会館(3階) 301、302 会議室
出席者	会長 萬沢 明 委員 佐々木 和仁、諏訪 潤、板寺 正行、徳田 稔、平野 千恵子、杉本 芳江、森田 哲哉、小林 啓子、三井田 章、大戸 規彰、土谷 利美、前 里恵、佐藤 豊、志賀 義幸、濱中 供子、半澤 比呂美、高野 雅史
事務局	町田福祉保健部長、岩木社会福祉課長、細谷障害福祉課長、天野介護福祉課長、石野福祉総務係長、山岡障害福祉係長、小村高齢福祉係長、吉岡介護保険係長、和田地域包括支援センター係長、佐野地域包括支援センター係主査、西野福祉総務係主任、明智福祉総務係主事

[当日配付資料]

- ・資料1 福生市地域福祉推進委員会委員名簿
- ・資料2 福生市地域福祉推進委員会事務局職員名簿

[事前配付資料]

- ・事前資料1 第6期福生市地域福祉計画目次構成案ほか
- ・事前資料2 第4期福生市バリアフリー推進計画目次構成案ほか
- ・事前資料3 福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画【案】
- ・事前資料4 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)【案】
- ・令和2年度第2回福生市地域福祉推進委員会 質問・意見書 記載内容と市の回答

1 開会(福祉保健部長)

事務局：今年度は4つの計画を策定することとなっており、この内3つの計画について、地域福祉推進委員会に諮問させていただいております。皆さまからの御意見を踏まえて、計画の策定を進めたいと考えていますので、よろしくお願いします。

本日は小林歌子委員、島田委員、西村委員、波多野委員は御都合により欠席の御連絡をいただいております。

2 会長あいさつ

会長：福生市長の加藤様から、この委員会に諮問されたのが5月28日でした。コロナ禍により、一堂に会して計画を論議することができず、2回実施した書面開催で皆さんから御意見を出していただき、それに対して市がどのように考えているかを回答するかたちとなりました。皆さんよろしくお願いします。

3 議題

(1) 第6期福生市地域福祉計画目次構成案ほかについて

会 長：議題（1）「第6期福生市地域福祉計画目次構成案ほかについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局：「第6期福生市地域福祉計画目次構成案ほかについて」、説明します。第6期福生市地域福祉計画目次構成案について、基本的には現行の第5期計画を踏襲しておりますので、新たな部分を説明します。「第1章 2 地域福祉の役割分担と「地域共生社会」の構築」を新たに付け加えました。社会福祉法の改正を受けての対応で、地域共生社会の考え方について記載しています。同じく「第1章 5 計画策定の経緯」には、会議の開催に加えて、市民アンケート調査、パブリック・コメントの実施などの、策定に当たり実施したことを明記する他、「第5章 福生市成年後見制度利用促進計画」と「第6章 福生市再犯防止推進計画」を加えます。

「第6期福生市地域福祉計画の体系・骨子の検討」の基本理念（案）は現行計画を継承し、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」としています。「新計画立案に向けた課題」「計画」「基本目標（案）」「基本施策」は現行計画と同様です。地域福祉計画は、162事業の進捗管理をしており、他の福祉分野別の主要計画と重複調査、重複項目が多々あるため、スリム化することが課題です。今回の計画改定は、地域福祉計画を他の福祉計画の上位計画として位置付けるため、真に進捗管理しなければいけない施策・事業に絞ることを検討しています。

「基本目標（案）」の【基本目標4】「高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくり」は介護保険事業計画に移行します。現行計画は、地域福祉計画と含めて策定していますが、本年度同時に改定する介護保険事業計画と福生市高齢者福祉計画を一体的に策定し、移行する予定です。「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」は、地域福祉計画と一体的に策定するものです。（福祉総務係長）

会 長：質問、意見等ありますか。特になければ、議題（2）に進みます。

(2) 第4期福生市バリアフリー推進計画目次構成案ほかについて

事務局：本年度中に改定する4つの計画の1つで、策定について本地域福祉推進委員会への諮問は行われていません。その理由は、国の法律に策定についての定めがないこと、バリアフリー新法や東京都福祉のまちづくり条例との整合を図っている、福生市独自の計画だからです。本委員会において更新しなければいけない計画ではないため、参考としての情報提供となります。第4期福生市バリアフリー推進計画は、現行計画の内容を踏襲しています。（福祉総務係長）

会 長：バリアフリー推進計画についての質問等は、事務局へお寄せいただければと思います。

(3) 福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画【案】について

会 長：議題（3）「福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画【案】について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：「第3章 計画の基本的な考え方」は全て、上位計画である福生市総合計画及び地域福祉計画と連動した内容となります。

「第4章 基本計画」の主な変更点として、「1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり」の「(4) 意思疎通支援の充実」の【主な施策】に「③テレビ電話手話通訳サービス等の実施」を追加しています。現計画の施策の方向において、ICTの活用などを図り、コミュニケーションに支障がある障害者に対し、きめ細かな意思疎通支援の充実を図るとしたことから、聴覚障害者や外国人と円滑な意思疎通を図るため、手話通訳、多言語通訳が利用できる専用のタブレット端末を障害福祉課の窓口を設置しました。障害福祉課の他、市役所内の手続きや相談の際に活用でき、市役所開庁時間は通年で手話と主要言語に対応できます。

「(6) 地域の安全と災害時を想定した対応」の【主な施策】に「⑦災害時の避難行動等に関する周知」「⑧福祉避難所の確保と周知」を追加しています。平成30年度に作成した「災害時の避難誘導 障害者を支援する時のポイント」を、防災係が全戸配布している『あんまち!!』に掲載し、全市民に周知しました。また市ホームページへの掲載、市役所や公共施設での配付、成人式での新成人への配付など、周知に努めています。令和元年度に作成した「障害者のための災害時避難行動マニュアル」を、新計画をつくる際に実施した生活実態調査に同封し、全ての障害者に配付しました。こちらも市ホームページへの掲載、市役所や公共施設での配付、障害者手帳を新規取得された方に配付するなど、周知に努めています。現在、障害者に対応できる福祉避難所は、福生学園1か所のみのため、市内の障害福祉サービス事業所に協力を依頼したところ、新たに複数の事業所が福祉避難所として協力いただけると申し出がありました。現在、協定締結に向けて準備をしています。

「3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり」の「(4) 就労の支援・促進」の【主な施策】に「⑥職場体験実習の実施」を追加しています。これは平成30年1月から開始したものです。障害者の就労意欲を高め、自立した生活及び社会参加の促進を図るため、市内の就労移行支援、就労継続支援事業所を利用している方で、就労希望者に市役所内で郵便物の封入・封緘、紙折り、押印作業など、市役所の業務を体験していただいています。

「第5章 令和5年度の将来像」の「2 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（国の指針）のポイント」は国が示した内容に基づいて記載しています。

「第6章 障害福祉サービスの提供見込み」は、国が示しているとおり、過去の実績値の変化率の平均を見て推計しています。（山岡障害福祉係長）

会 長：質問等がありましたら、よろしくをお願いします。

新しく追加した「⑧福祉避難所の確保と周知」は、現在福生学園1か所ということでした。最近ではコロナの影響もあると思いますが、発達障害など色々なことでマスクを非常に嫌がるケースや保護者と離れた状態での利用が難しいという話を聞きます。そのような場合はどのように扱うのですか。

事務局：福祉避難所については、障害者の方と家族と一緒に避難することを想定しています。また今後、福祉避難所についての協定締結後に、各福祉避難所に予め、4.2㎡のワンタ

タッチ式パーテーションを配置します。パーテーションの高さは1.8mあります。ある程度周りの視線を遮断することができます。各事業所には障害者への対応の技術や知識があるので、対応をお願いしたいと考えています。(障害福祉係長)

会 長：障害の種類によっては、対応が困難な障害もあります。そのような方たちへの配慮も含めて、福祉避難所の確保、内部設計を考えていただければと思います。

新しい取組の説明もありましたが、「③テレビ電話手話通訳サービス等の実施」など、意思疎通、コミュニケーションは難しいです。なおかつ障害に応じたコミュニケーションも非常に難しいと思っていますので、多言語やボディランゲージも含めた対応ができるような対策が今後必要と思います。今回は視覚障害者や外国人に対して意思疎通を図るという新たな取組が追加されています。

(4) 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)【案】について

会 長：議題(4)「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)【案】について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：介護保険事業計画は介護給付の円滑な実施のため、3年おきに策定しており、第7期計画までは高齢者福祉計画とは別に策定していました。第8期計画より、老人福祉法に定められているとおり、一体的に策定するため、タイトルも変更になります。

地域福祉計画は5年ごと、介護保険事業計画は3年ごとで改定されるため、福生市では改定のタイミングが一致する第8期が改変に適していると考え、今期より「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)」として策定するものです。

内容について説明します。「第1部 総論」「第2部 高齢者福祉計画 介護保険事業計画」「第3部 資料」の3部構成となっています。

「第1部 総論」は、福生市の現状と計画の基本的な考え方を示しております。

「第2部 高齢者福祉計画 介護保険事業計画」は、「第1章 施策の体系」で基本理念、基本目標、施策の方向性を体系立てて図にし、【事業展開】では、それぞれの施策の方向性ごとに具体的な事業を提示しています。「第2章 高齢者福祉計画」は、これまで高齢者福祉計画は地域福祉計画に含まれていましたが、本計画より介護保険事業計画と一体的に策定しています。「第3章 介護保険事業計画 ～基本目標3 ささえる介護～」は、過去5年の介護保険サービスの利用状況を示している他、サービス別一人当たりの給付月額や介護予防事業の令和元年度の実績について、現在の地域包括支援センターの圏域と2つある地域包括支援センターの地区について示しています。

「第3部 資料」は、用語の解説や条例、名簿等を列挙します。(介護福祉課長)

会 長：ありがとうございました。

委 員：福生市は自殺総合対策計画をつくっているのですが、この計画にも位置付けられませんか。项目的には、38ページの見守り支援の中で高齢者の自殺や孤独死を防ぐ取組の記載があればよいと思いました。

事務局：ありがとうございます。検討させていただきます。(介護福祉課長)

委 員：広報で市職員の避難所訓練の記事を見ました。私の施設(特別養護老人ホーム)も福祉避難所として協定を締結しています。今の段階では、締結しただけで止まっていま

す。先週、安全安心まちづくり課に「折角締結したのであれば、年に1回程度でもなんらかの訓練を行うべきではないか」と連絡しました。福祉避難所の協定を締結してもう何年も経っています。昨年か一昨年に福祉車両を貸し出す協定も締結したのですが、こちらも締結したままです。万が一の時には、「福祉避難所を開設します。市から物資を持っていきます」と締結文の中に書いてあるのですが、実際に災害発生してから行うよりは、平時の段階で行政と施設とで訓練をして、物資を見せてもらったり、ダンボールのベッドの組み立て方などの訓練をしておくべきと思います。ぜひ検討材料に入れていただきたいと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。昨年、台風19号のより、福生市でも避難所の開設と初めての避難指示を発令しました。本当に避難訓練は大事だと思います。こちらからも安全安心まちづくり課へ実施に向けて検討するよう話します。(福祉保健部長)

委員：上位計画である地域福祉計画の中で、色々な制度に引っかからないケースについてもどのように対応するか取り上げていただきたいと思います。住民の方が困っている事をみんなで考えることができる取組を計画に盛り込めればよいと思いました。

会長：福祉の狭間で支援を必要としている事例は多くあると思います。高齢者においても総合相談支援や権利擁護事業がありますが、高齢でも障害でも、市民のさまざまな問題について総合的な視点で相談を受けて、それを福祉課の中で論議して解決に結びつけられればよいと思います。

委員：「地域包括ケアシステムのイメージ」は、困った事があつたら地域のみんで支え合うということだと思います。個人情報保護の問題があると思いますが、「ここに要支援者が住んでいる」という情報がせめて町会長には伝わっているのですか。困っている方がどこにいるのかわからないと助けられないと思い、質問しました。

事務局：日常生活における要介護要支援者の名簿は、地域では共有していません。災害時の話にはなりますが、避難行動要支援者として名簿に登録されている方については、その名簿を地区ごとに消防署や自主防災組織の方、民生委員の皆さまに渡しています。(福祉保健部長)

事務局：介護サービスを利用している方は、サービスを利用するためにケアマネジャーが付いているので、ケアマネジャーを通じて、その方の要望が色々な機関に入る仕組みになっています。自分の事情を話すのは難しいかもしれませんが、介護や障害のサービスを利用していない方は、民生委員や町会長との関係性をぜひつくっていただき、支援につなげていただきたいと思います。(介護福祉課長)

会長：「⑧要配慮者(避難行動要援護者)への支援」で、所管課が安全安心まちづくり課だけになっていますが、障害福祉課、介護福祉課と協力するかたちではないのですか。

事務局：要配慮者への支援については、安全・安心まちづくり課が登録の手続きをする部署になります。実際に災害が起こった時の、要配慮者たちへの支援につきましては、福祉保健部の障害福祉課、介護福祉課、また健康課で対応することになっています。(福祉保健部長)

会長：前回2回の書面で出された意見は、施策に反映するために所管課で検討しているということなので、それが具体的に明らかになったら、また計画の策定に盛り込んでいた

だけると思います。それでは議題については終了したいと思います。ここで審議を終了します。

4 その他

事務局：委員の皆さま、萬沢会長、ありがとうございました。続きまして、次第の 4、その他です。事務局から連絡をさせていただきます。(福祉保健部長)

(1) 第2回質問・意見書(記載内容と市の回答)

事務局：事前配付資料「令和2年度第2回福生市地域福祉推進委員会 質問・意見書 記載内容と市の回答」をご覧ください。こちらは、前回の7月29日に書面開催となりました、第2回福生市地域福祉推進委員会への質問・意見の内容と市の回答でございます。事前に配付してお目通しいただきました。何かお気づきの点等がありましたらご指摘いただくとありがたいと思います。特になければ、第2回福生市地域福祉推進委員会の会議内容をホームページに載せる時に、併せてこちらの質問・意見書と市の回答も掲載させていただく予定です。(福祉総務係長)

(2) 今後の委員会の開催予定

事務局：次回、第4回福生市地域福祉推進委員会は10月20日(火)午後2時から、福生市役所第1棟2階第1・第2会議室にて開催いたします。よろしく申し上げます。(福祉総務係長)

(3) その他

事務局：それでは以上をもちまして、本日の委員会を終了します。(福祉保健部長)

(午後3時5分 閉会)